

外部評価意見への対応方針(天王寺区)

【様式6】

| 番号 | 外部評価意見                                                                                                                                                          | 対 応 方 針<br>(26 年度運営方針に反映されている場合は、その<br>反映状況についても記載してください。)                                      | 対応方針の<br>分類<br>(※参照) |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 1  | ・教育・子育て・国際交流について、公教育では学べないホンモノを体験する機会の提供として“TERAKOYA”を創設し、テーマに沿った意見発表、ディスカッションを行う「こども討論教室」、教科書の世界と本当の世界は＝(イコール)なのか、を考えるべく体験型講座を行う「こどもアンバサダー(外交官)会議」の開催を検討してはどうか | ・いただいたご意見を踏まえて、実施に向け検討します。                                                                      | ⑤                    |
| 2  | ・独居高齢者見守りサポーター制度について、訪問するボランティアがたびたび変わると、見守られる高齢者は不安に感じるので、2、3 年は継続して活動していただけるボランティアの確保が必要。                                                                     | ・高齢者の方が安心して見守りを受けていただけるよう、ボランティアの人選、研修も含め、責任を持って送り出せる方に活動していただきます。                              | ①                    |
| 3  | ・独居高齢者見守りサポーター制度について、この事業の評価は大変難しい。数字として現れる評価は1つの評価として重要であるが、ヒアリングなどの手法を用いる必要がある。また短期間で効果が表れにくい事業でもあるので、そういった点を考慮しながら事業継続・発展に向けての PDCA サイクルに活用できる評価が必要。         | ・評価のあり方・指標について、検討します。                                                                           | ①                    |
| 4  | ・独居高齢者見守りサポーター制度について、集めた情報を一元的に管理するとともに、個人情報保護には配慮しつつも、命にかかわることでもあり、できるだけ状況に応じて開示できるシステムを整備すべき                                                                  | ・区民の安心安全にかかわる危機を取り除き対処していく危機管理課、区民の個人情報を一番多く管理している窓口サービス課等とも連携して、より精度の高い安心見守りのネットワークの構築に取り組みます。 | ⑤                    |
| 5  | ・独居高齢者見守りサポーター制度について、高齢者宅を訪問するまたとない機会なので、他事業との連携をとることが効果的であるし、高齢者の信頼感も得られる。                                                                                     | ・訪問の際には、関連した施策について紹介し、利用していただく取組を継続していきます。                                                      | ①                    |
| 6  | ・高齢者の安心安全を守るための重層的な取組みを展開する必要がある。月に 1 度程度の見守りでは孤独死の防止・早期発見は難しいので、民生委員・地域の日常的な見守りが必要。                                                                            | ・重層的な取組みの展開は重要であると考えており、民生委員・地域の日常的な見守りとも連携して取り組みます。                                            | ①                    |
| 7  | ・防災の取組みについて、真田山地域での防災訓練では、離れた真田山小学校での実施だったが、地域も広いので、高津高校や明星高校、天王寺スポーツセンターでの実施を検討してほしい                                                                           | ・真田山地域活動協議会の安心安全部会において、災害救助青年部を中心として、どこで実施するか協議いただいています。                                        | ⑤                    |
| 8  | ・放置自転車対策について、自転車でなければ移動困難な高齢者に対しては、何らかの配慮ができないか                                                                                                                 | ・関係局と協議した結果、火災などの非常時や災害時の際の通行の妨げ、また高齢者・ベビーカーの通行に支障が生じることから対応は困難。                                | ④                    |
| 9  | ・天王寺公園へのアクセスについて、JR天王寺駅から近いに無関係らず直線的に渡れないことから、アクセスを検討する必要があるのではないかと。また、茶臼山側にも入口を作ることで、動線が変わり、天王寺公園の価値が上がるのではないかと                                                | ・天王寺公園および道路を所管する建設局に対して、意見具申を行っていきます。                                                           | ⑤                    |

※ 対応方針の分類 ①：当年度において対応 ②：26 年度運営方針に反映または 26 年度に対応予定 ③：26 年度では対応できないが、今後引き続き検討 ④：対応困難または対応不可 ⑤：その他

外部評価意見への対応方針(天王寺区)

【様式6】

| 番号 | 外部評価意見                              | 対 応 方 針<br>(26 年度運営方針に反映されている場合は、その<br>反映状況についても記載してください。)                                  | 対応方針の<br>分類<br>(※参照) |
|----|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 10 | ・JR 天王寺駅北口について、10 年 15 年計画で再開発できないか | ・地域住民・関係者等の意見聴取を実施しており、報告書を取りまとめます。他自治体の事例も参考にしながら、デザインコンペの実施を検討するなど、関係局とも意見交換しながら、取組を進めます。 | ⑤                    |
|    |                                     |                                                                                             |                      |
|    |                                     |                                                                                             |                      |
|    |                                     |                                                                                             |                      |
|    |                                     |                                                                                             |                      |
|    |                                     |                                                                                             |                      |
|    |                                     |                                                                                             |                      |
|    |                                     |                                                                                             |                      |
|    |                                     |                                                                                             |                      |

※ 対応方針の分類 ①：当年度において対応 ②：26 年度運営方針に反映または 26 年度に対応予定 ③：26 年度では対応できないが、今後引き続き検討 ④：対応困難または対応不可 ⑤：その他